

特定個人情報保護関係部局担当課（室）長 殿

個人情報保護委員会事務局総務課長

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項の周知について
（行政機関等における対応に関する留意事項）

行政機関及び独立行政法人等（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）において特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合は、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年 9 月特定個人情報保護委員会決定）又は「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 1 号。）に基づき対応していただくこととなっております。

なお、報告方法については、別紙「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について（行政機関等における対応に関する留意事項）」（平成 27 年 12 月 25 日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡）に沿って対応するよう通知しており、事態の概要の報告に当たっては、発覚日及び発生原因について記載を求めているところですが、概要の詳細を把握するため、発生日及び発覚の経緯についても併せて記載願います。あわせて、これまで説明会等で周知しておりますが、別紙 1（2）報告先の F A X 番号が変更されておりますので、その点についてもご留意願います。

また、所管の独立行政法人等に対しても周知願います。

[変更後の報告先]

- ・ F A X : 03 - 3593 - 7962
- ・ e-mail : houkoku.bangou@ppc.go.jp（メールアドレスは変更しておりません。）
（個人情報保護委員会事務局総務課 監視・監督担当）

<担当>

個人情報保護委員会事務局総務課

監視・監督担当

電 話 : 03 - 6457 - 9834

F A X : 03 - 3593 - 7962